

氏名を変更された場合

郵送していただくもの

- ①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）
- ②宅地建物取引士書換え交付申請書（様式第7号の四）
- ③宅地建物取引士証返納届
- ④住民票・2回以上転居の場合は加えて戸籍の附票等（それぞれ原本・3ヶ月以内のもの）
（住所変更を伴う場合、住民票は必ず必要です。戸籍の附票のみは不可！）

【登録されている住所から現在の住所までの経緯のわかる書類】

- ⑤戸籍抄本（原本・3ヶ月以内のもの）

【前氏名（登録されている氏名）が記載されていること】

【登録されている本籍地から現在の本籍地までの経緯がわかる書類】

※必要書類は添付書類一覧表をご参照ください。

- ⑥兵庫県収入証紙【4,500円（書換え交付申請書に貼付）】

- ⑦カラー証明写真1枚

注意事項

- たて3cm×よこ2.4cm
- 無背景のカラー証明写真（顔がはっきり確認できること）
- 裏面に氏名・登録番号を記入ください。

- ⑧簡易書留料金の切手を貼付した返信用封筒（郵送先記入のこと）、またはレターパック可
- ⑨旧氏名の取引士証

- ・旧取引士証を後日返納される場合は、代わりに本人確認書類の写しを同封してください。【宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等】

※顔写真付きの公的機関が証明しているものに限りません。

即日交付ではありません。書類到着後2週間～3週間後に同封していただいた返信用封筒⑧にて新姓の取引士証を送付させていただきます。

※簡易書留でのご郵送お願いいたします。

★送付先★

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通 5-5-26

（一社）兵庫県宅地建物取引業協会 取引士講習センター 宛

変更届添付書類一覧表

変更事項	添 付 書 類	
氏 名	日本国籍の場合	戸籍抄本(原本・3ヶ月以内) * 前氏名(登録時の氏名)が記載されていること
	外国籍の場合	住民票(原本・3ヶ月以内) (通称名変更の場合)前通称名と変更日が記載されていて変更の事実がわかること
本 籍		戸籍抄本(原本・3ヶ月以内) * 従前本籍(登録の本籍)が記載されていること * 2回以上変更がある場合は除籍抄本等、登録の本籍地から 現在の本籍地までの経緯がわかる書類が必要
	本籍地(住居)表示の変更	住居表示変更通知
	帰化した場合	戸籍抄本(原本・3ヶ月以内) * 帰化日・帰化前国籍の表示があること
住 所	登録の住所から1回転居	住民票(原本・3ヶ月以内) * 従前住所(登録の住所)が記載されていること
	登録の住所から2回以上転居	住民票(原本・3ヶ月以内) + 戸籍の附票(原本・3ヶ月以内)もしくは 前住所地での住民票の除票(原本・3ヶ月以内) * 登録の住所から現在の住所までの経緯がわかる書類も必要 * 本籍地を変更している場合は除籍の附票等を要する場合がありますので、注意! 詳しくは市区町村へお問い合わせを! * 現住所の住民票は必須です。戸籍の附票や除票のみでは受理できませんのでご注意ください。
	住居表示の変更	住居表示変更通知
	外国籍の場合	住民票(原本・3ヶ月以内) * 前住所と転居日が記載されていて変更の事実がわかること。・・・注2
勤務先	退職した場合	①退職証明書(原本)・・・必ず代表者印が必要(社印のみは不可) 又は離職票の写し、又は社会保険資格喪失確認通知書の写し・・・注3 ②内容証明郵便の控(代表者宛の退職届) ★県の公認は①及び② 原則は①
	就職した場合	業者免許証の写し又は従業者証明書の写し * 業者票は不可
	出向した場合	出向証明書(出向元の代表者印のあるもの)又は 辞令(出向元の代表者印のあるもの)
	廃業した場合	廃業届けの写し(免許所管庁の受付印のあるもの)
	商号または免許番号の変更	宅建業者免許証の写し * 商業登記簿謄本では受け付けない(不備扱い) * 業法の定めによる。 * 業者票は不可

注2: 外国人の場合、複数の住民票または法務省への外国人登録原票に係る開示請求が必要な場合があります。

注3: 退職した場合の書類は必ず退職年月日記載のもの

*退職証明書及び出向(解除)証明書等、勤務先が発行する証明書の注意点

必ず代表者の印鑑が押印されているものに限り、(認印不可) 代表者以外(人事部長及び管理者等)の印鑑や社印のみの場合は、兵庫県庁での受理が認められず、書類の再提出をしていただくこととなりますのでご了承ください。

*届出の際は、本人確認書類(宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等、いずれか1点)の写しを必ず添付してください。顔写真付きの公的機関が証明しているものに限り、
※マイナンバーカードは不可

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第 20 条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名 **神戸太郎**

生年月日 和暦で記入 昭和 55 年 5 月 1 日

申請時の登録番号

兵庫 - 001234

宅建取引士の登録番号
(取引士証に記載の番号)

該当箇所のみ
記入してください。

平成は「H」
令和は「R」
1文字空ける

項番 ◎申請者に関する事項

11 氏名の変更	変更年月日	R	-	0	3	年	0	1	月	1	0	日	
	変更後	フリガナ	コウヘ タロウ										
	氏名	神戸太郎											
	変更前	フリガナ	タツケン タロウ										確認欄
	氏名	宅建 太郎										<input type="checkbox"/>	

12 住所の変更	変更年月日	R	-	0	3	年	0	1	月	1	0	日	← 転居日
	変更後	郵便番号	659-0067										
	住所市区町村コード	空白のまま 兵庫 都道府県 芦屋 市郡区 区町村											
	住所	茶屋之町 4-11-201											ハイフンでつなぐ
	電話番号	0797-32-0040										確認欄	
	変更前	住所	西宮市与古道町1-10										<input type="checkbox"/>

13 本籍の変更	変更年月日	R	-	0	3	年	0	1	月	1	0	日	← 転籍の生じた日
	変更後	本籍市区町村コード	空白のまま 兵庫 都道府県 芦屋 市郡区 区町村										
	本籍	茶屋之町 4丁目11番											戸籍の記載どおりに
	変更前	本籍	西宮市与古道町1丁目10番										確認欄
													<input type="checkbox"/>

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 勤務先の変更	変更年月日	R	-	0	2	年	1	2	月	2	0	日	← 就職日
	変更後	商号又は名称	株式会社 兵庫不動産										
	免許証番号	28 () 200000											
		変更前	商号又は名称	有限会社 ひよこホーム									
	免許証番号	兵庫県 知事 () 第100000号										確認欄	
													<input type="checkbox"/>

(必ず記入) 兵庫28 京都26
大阪27 奈良29
大臣00

(株) × → 株式会社

見本

(A 4)
3 6 0

宅地建物取引士証
書換え交付申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)
兵庫県収入証紙4, 500円分貼付

年 月 日 ←記入日

兵庫県知事様

新しい住所・
氏名を記入

郵便番号 (659-0067)

申請者 住 所 兵庫県芦屋市茶屋之町4-11-201

氏 名 神戸 太郎

電話番号 (0797) 32 - 0040

受 付 番 号
* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受 付 年 月 日
* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号
2 8 [0 1 2 3 4 5] [] []

受 講 年 月 日
* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

↑ 右詰めで記入

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	コウベ タロウ 神戸 太郎	タツケン タロウ 宅建 太郎	
住 所	芦屋市茶屋之町4-11-201	西宮市与古道町1-10	

↓ 該当する箇所を記入

確認欄
*

見本

宅地建物取引士証返納届

記入日

令和 年 月 日

兵庫県知事 殿

〈届出者〉

新しい住所・氏名を記入

住所

氏名

登録番号 兵庫第 号

TEL () -

該当する項目にチェック

下記の理由により宅地建物取引士証を返納します。

- 宅地建物取引業法 第22条の2第6項 に該当 (消除・失効)
- 宅地建物取引業法 第22条の2第7項 に該当 (事務禁止)
- 宅地建物取引業法施行規則 第14条の13第3項 に該当 (書換)
- 宅地建物取引業法施行規則 第14条の15第4項 に該当 (発見)
- 業務に携わらなくなったため
- その他 (理由)

宅地建物取引士証返納届

令和 年 月 日

兵庫県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

登録番号 兵庫第 号

TEL () -

下記の理由により宅地建物取引士証を返納します。

- 宅地建物取引業法 第22条の2第6項 に該当 (消除・失効)
- 宅地建物取引業法 第22条の2第7項 に該当 (事務禁止)
- 宅地建物取引業法施行規則 第14条の13第3項 に該当 (書換)
- 宅地建物取引業法施行規則 第14条の15第4項 に該当 (発見)
- 業務に携わらなくなったため
- その他 (理由)